Deloitte.

統合型リゾート(IR:Integrated Resort)

~各国の依存症への取組み~

2014年12月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー 有限責任監査法人トーマツ パートナー 仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

I. はじめに

ゲーミング(カジノ)を合法化している各国では、ゲーミング(カジノ)の導入による賭博依存症患者の増大を防止するため、様々な対策 を実施しています。日本においても、賭博依存症は社会的関心事として懸念されています。

「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)~IR 実施法案~に関する基本的な考え方(案)」(2013 年 11 月 12 日国際観光産業振興議員連盟(IR 議連)公表)より引用

● 賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する

我が国では、既存の公営賭博等や遊技にも既に同じ社会事象が存在することが知られており、これらをも含む形での国としての対応を早急に措置することが必要である。制度として賭博行為を認めている以上、一定の社会的セフティーネットを構築することが当然である。このため、公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設し、中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定、調査研究の奨励、治療やカウンセリング体制具備のための支援を行なうこととし、その財源にはカジノからの納付金収益の一部をあてるものとする。

また、先進諸外国で制度化されている賭博依存症の症状にある顧客本人ないしはその家族の要請に基づき、当該顧客をカジノ に立ち入らせることを禁止する予防措置(自己排除プログラムならびに家族強制排除プログラム)については、導入を積極的に検 討するものとする。

賭博依存症とは、賭博のために日常生活に問題が生じているにもかかわらず、なかなかそれを止められない状態のことを指し、アルコール依存・ニコチン依存のような「物質依存」に対して、「プロセス依存」と呼ばれています。

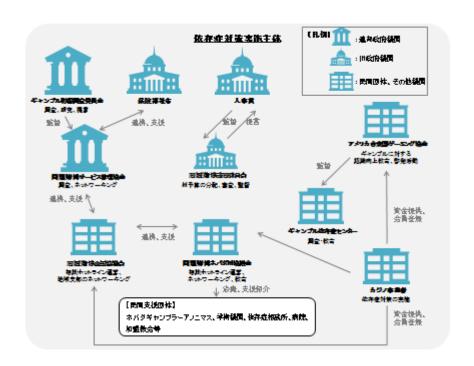


1977 年に世界保健機関(WHO)によって依存症の一つに分類されて以降、国際的に賭博への依存を精神疾患として認識する動きが 広がっています。特にアメリカにおいては、賭博依存症は精神疾患として認知されており、入院治療施設やカウンセリング体制の整備 が進んでいます。一方、日本においては、「自己責任」や「自業自得」のような考え方が根強く、賭博依存症対策が十分に進んでいると は言い難い状況です。そのため、IR 設置に際しては、既存の取組みを活かしつつ、諸外国を参考にした取組みの導入等、より強固な セーフティネットの構築が求められます。

Ⅱ. ネバダ州における賭博依存への取組み

アメリカやシンガポール等カジノを合法化している国々では、行政機関と民間団体が連携し、教育・啓発、治療・研究、法規制及び予防体制(社会システム)の整備等の様々な取組みが行なわれています(図表 1 参照)。

図表 1 ネバダ州における賭博依存症への対応



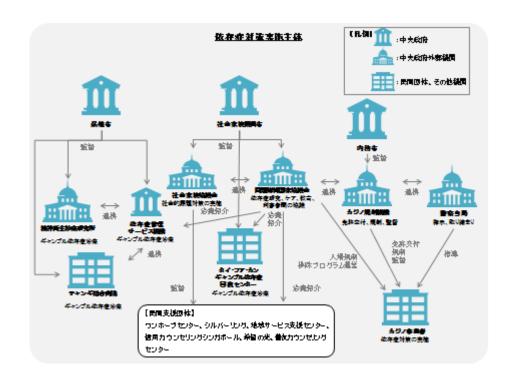
出典:各種情報よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

ネバダ州では、依存症への対応を行う民間団体が多く、ゲーミングの業界団体や NPO 法人、学術機関等が連携して賭博依存症対策 に取り組んでいます。また、カジノ事業者に対し、法規制上自己排除プログラムの導入が義務付けられていますが、ホットラインの運営 や従業員に対する教育等、独自の対策を行っている場合も多く見られます。

Ⅲ. シンガポールにおける賭博依存への取組み

一方、シンガポールにおいても、複数の民間団体や医療機関が連携して賭博依存症対策を実施していますが、ネバダ州に比べ、行政機関の果たす役割が大きいと言えます(図表2参照)。

図表 2 シンガポールにおける賭博依存症への対応



出典:各対策機関のホームページよりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

カジノ新興国であるシンガポールでは、カジノ合法化の閣議決定を行う段階で、カジノ導入により危惧される社会問題に対し専門の行政機関を設立して対策を講じる旨を発表し、実際に、カジノ合法化が閣議決定された4ヵ月後の2005年8月に、問題賭博国家協議会 (National Council on Problem Gambling: NCPG)を設立しました。この団体は、本人が申請する自己排除プログラムだけではなく、家族又は第三者機関からの申請で登録が可能な家族強制排除プログラムや第三者強制排除プログラムも運営している他、賭博や賭博依存に関する教育・啓発活動、調査、依存症予防サービス・カウンセリングサービスの実施、ホットラインの設置を行っています。

本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohmatsu.co.jp

著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)
IR ビジネス・リサーチグループ リーダー
有限責任監査法人トーマツ パートナー

【経歴】

IR ビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IR ビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IR ビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR 等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第 3 版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第 2 版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグルーブは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理 士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグルーブは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令 に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ぐさい。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド ("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited